

淡路市告示第34号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項第2号の規定に基づき、第1種岩屋漁港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、令和6年4月1日から施行する。

その関係図面は、淡路市役所産業振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月21日

岩屋漁港管理者 淡路市

代表者 淡路市長 門 康 彦



1 放置等を禁止する区域

昭和28年5月28日農林水産省告示第361号で指定した漁港区域のうち、次の図で示す範囲

（「次の図」は、省略し、その図面を淡路市役所産業振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

2 放置等を禁止する物件

水域にあつては漁船以外の船舶、陸域にあつては車両及び船舶